

有資格業者の皆様へ

## 関東地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組みについて

関東地方整備局では、過去に発生した発注事務に係る不祥事を踏まえ、「関東地方整備局発注者綱紀保持規程」の制定・改定や、職員向けに「発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、すべての職員に向けて、公共工事のみならず発注事務全般に係る法令遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀保持を徹底し、一日も早く国民の皆様からの信頼を回復するよう努めてきたところです。今後もコンプライアンス推進の強化のため設置した「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」が中心となり「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」の意見等を踏まえ、発注事務に係る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般につきまして、引き続き一層の推進に努めてまいります。

有資格業者の皆様におかれましては、関東地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組みについて、ご理解を賜るとともに、ご協力いただきますようお願いいたします。

○関東地方整備局におけるコンプライアンスの取組み

<http://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/index00000016.html>

(連絡・問合せ先)

関東地方整備局適正業務管理官

TEL(048) 601-3151(代表)

有資格業者の皆様へ

## 関東地方整備局における入札談合案件に対する厳正な対応について

関東地方整備局においては、従前から入札談合を行ったことが明らかとなった場合には、当該事業者に対する公正取引委員会による課徴金納付命令や刑事告発に加え、指名停止措置や損害賠償請求を行う等、厳正に対処するとともに、その未然防止を図る観点から様々な取組みを行ってきているところです。

また、国土交通省においては、工事請負契約書における談合等不正行為があった場合、WTO 対象工事であるか否かを問わず、談合の首謀者等に対する違約金について、それ以外の者よりも 5 % 上乗せし請負金額の 15 % とすることにより、談合等の更なる抑止を図っております。

有資格業者の皆様におかれましては、関東地方整備局における入札談合案件に対する厳正な対応について、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(連絡・問合せ先)

関東地方整備局総務部契約課長

TEL(048)601-3151(代表)